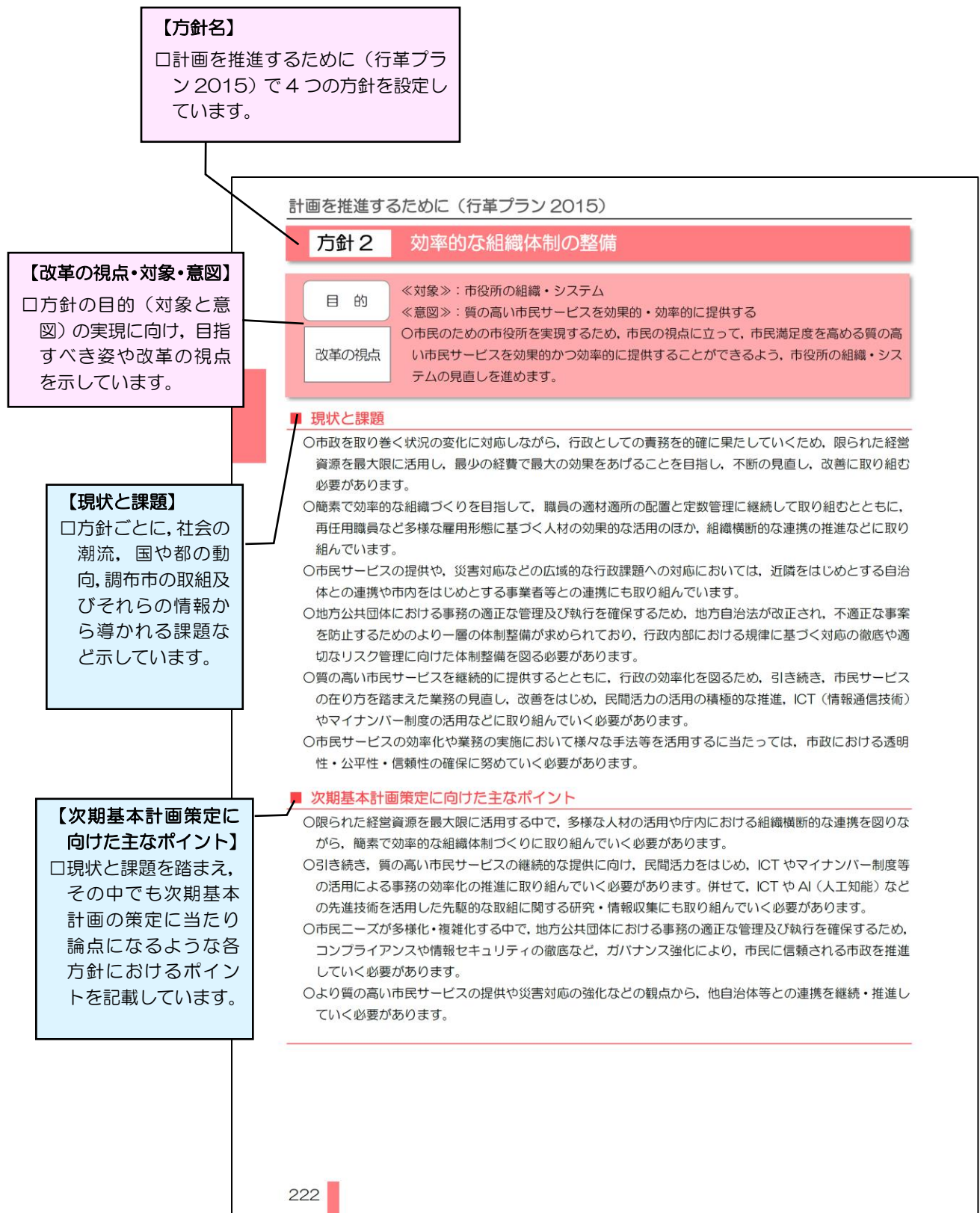


行革プラン編

◆『行革プラン編』の見方

「行革プラン編」では、調布市基本計画に位置付けた4つの方針の現状と課題等について、各方針の単位で整理しています。なお、方針に関連するデータ掲載及びその分析については、各方針に位置付けている基本的取組単位で整理しています。

各項目は調布市基本計画の記載内容に沿って整理しています。その見方は以下のとおりです。



【基本的取組】
 □基本計画に位置付けている基本的取組です。

・各基本的取組に関連するデータを示し、推移や近隣自治体との比較等により現状を分析しています。
 ・方針全体に関するデータについては、【次期基本計画策定に向けた主なポイント】の後に記載しています。

計画を推進するために（行革プラン 2015）

2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり

◆職員数（常勤職員）の推移

職員数は、横ばいの状態が続いています

年度	職員数（人）
H24年度	1,262
H25年度	1,259
H26年度	1,248
H27年度	1,257
H28年度	1,258

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」

◆常勤職員 1 人当たりの人口

常勤職員 1 人当たりの人口は、増加傾向にあります

年度	人口（人）
H24年度	176.3
H25年度	177.3
H26年度	179.4
H27年度	178.8
H28年度	180.6

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」
調布市ホームページ「調布市の世帯と人口」

◆再任用、嘱託員、臨時職員の推移

臨時職員は減少傾向にありますが、再任用、嘱託員は横ばいとなっています

年度	再任用職員	嘱託員	臨時職員
H24年度	118	861.6	558.0
H25年度	95	861.7	576.8
H26年度	108	907.5	468.7
H27年度	107	892.0	424.4
H28年度	91	825.8	443.3

※嘱託員の人数は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者を集計
 ※人数は、1か月当たり1人の雇用につき12分の1として算出した年間の雇用人数を記載
 資料：人事課、調布市事務報告書（人事課）

2-2 市民サービスの提供主体の見直し

◆指定管理者制度導入状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

平成 29 年 4 月 1 日現在において、24 施設で指定管理者制度を導入しています

施設名	指定管理者	指定期間	所管課
ふれあいの家（18 施設）	各ふれあいの家運営委員会	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	協働推進課
市民プラザあくろす	株式会社セイウン	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	男女共同参画推進課
文化会館たづくり	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	文化振興課
グリーンホール	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	文化振興課
総合体育館	公益社団法人調布市体育協会	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	スポーツ振興課
ハケ岳少年自然の家	株式会社レストラン・ピガール	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	社会教育課
武者小路実篤記念館	一般財団法人調布市武者小路実篤記念館	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	郷土博物館

資料：行財政改革課「指定管理者制度導入施設一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）」

行革プラン編

方針 2
効率的な組織体制の整備

方針 1 参加と協働のまちづくりの実践

目的

＜対象＞：市民，地域コミュニティ，NPO 等団体，調布市職員
 ＜意図＞：市民と必要な情報を共有しながら，多様な主体が活発に活動することで，参加と協働のまちづくりを進める

改革の視点

○市民参加と協働の仕組みづくり，市民や市内の各種団体等との信頼関係の構築・連携，参加と協働の推進のための環境整備などを通じ，市民と行政の適切な役割分担や連携の下で，参加と協働によるまちづくりを一層推進します。

■ 現状と課題

- 調布市では，市政経営の基本的な考え方の一つに市民参加と協働を据え，市政・まちづくりを推進しています。市民参加と協働を推進するために，平成 16 年 11 月に市民参加と協働に関する基本的なルールとして「調布市市民参加プログラム」を定め，平成 22 年 3 月には職員向けの手引きとして「市民参加手続ガイドライン」，「協働推進ガイドブック」を作成し，市民参加と協働に関する理解を深めながら，その一層の推進に取り組んできました。
- 平成 25 年度に「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を施行し，この基本条例を具現化する取組の一つとして，平成 26 年度に「調布市パブリック・コメント手続条例」を施行し，平成 28 年度には「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」を施行しました。これらの条例を適切に運用することにより，市民により開かれた市政を推進し，市政運営における公平性の確保・透明性の向上を図りながら，市民参加と協働のまちづくりをより一層推進しています。
- 今後も，これらの条例を適切に運営するとともに，これまでの市民参加及び協働における課題を整理しながら，市民参加・協働の仕組みづくりに向け，より効果的な市民参加や協働の取組を推進していく必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- これまでの市民参加や協働の実践を踏まえて整理した課題について，現行の仕組みの確認・検証を進め，引き続き，幅広い意見の把握につながる工夫や運用改善の実践に努め，参加と協働の仕組みづくりにつなげていく必要があります。
- 市民や地域コミュニティ，各種団体等の多様な主体の自主的な活動や，活動の継続・活性化の支援につながる取組を推進していく必要があります。
- 市政情報や調布のまちの魅力について，様々な広報メディアの特徴を生かしながら，より分かりやすく効果的に発信していく必要があります。

◆自治基本条例制定状況（東京都多摩地域）

条例が制定されている 7 自治体のうち，調布市は 6 番目に制定しました

団体名	条例名	施行年月
清瀬市	まちづくり基本条例	平成 15 年 4 月
多摩市	自治基本条例	平成 16 年 8 月
三鷹市	自治基本条例	平成 18 年 4 月
国分寺市	自治基本条例	平成 21 年 4 月
小平市	自治基本条例	平成 21 年 12 月
調布市	自治の理念と市政運営に関する基本条例	平成 25 年 4 月
東村山市	東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例	平成 26 年 4 月

資料：NPO 法人公共政策研究所ホームページ，各市ホームページ

1-1

市民参加プログラムに基づく市民参加の推進

◆市民参加・協働に関する指針等策定状況

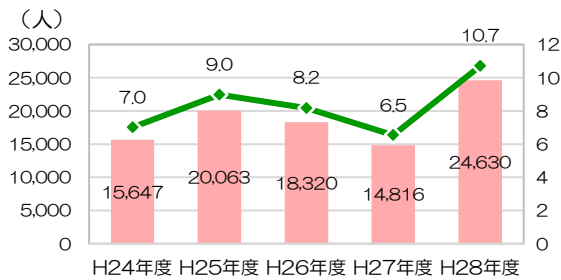
調布市を含め、近隣自治体全てで指針等が策定されています

団体名	指針名	策定・施行年月
調布市	調布市市民参加プログラム	平成 16 年 11 月
	市民参加手続ガイドライン 協働推進ガイドブック	平成 22 年 3 月
	調布市パブリック・コメント手続条例	平成 26 年 12 月
武蔵野市	市民協働ハンドブック	平成 20 年 4 月
	武蔵野市市民活動促進基本計画	平成 24 年 3 月
	武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画	平成 29 年 3 月
三鷹市	協働推進ハンドブック	平成 18 年 3 月
	三鷹市パブリックコメント手続条例	平成 18 年 4 月
府中市	府中市市民協働の推進に関する基本方針	平成 26 年 5 月
	府中市市民協働推進行動計画	平成 27 年 4 月
小金井市	小金井市市民参加条例	平成 16 年 4 月
	小金井市協働推進基本指針	平成 20 年 2 月
狛江市	市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	平成 15 年 4 月
	狛江市の市民参加と市民協働に関する推進指針	平成 16 年 1 月
立川市	立川市協働推進基本指針	平成 18 年 8 月

資料：各市ホームページ

◆市民参加手続の参加延べ人数と参加した市民の割合の推移

平成 28 年度は、市民参加手続を実践する取組が増加したことや、参加人数の多いアンケート調査を新たに実施したことなどにより、参加延べ人数が増加しています



資料：市民参加・協働実践状況報告書

※割合は人事課「世帯と人口」を用いて算出
 ※本グラフには、平成 28 年度に市民相談課に寄せられた市民の声のうち、市政関連相談を利用した人数を加えています

◆内容別市民参加手続の参加延べ人数と件数（平成 28 年度）

アンケート調査の参加人数が多く、総数の半数を超えています

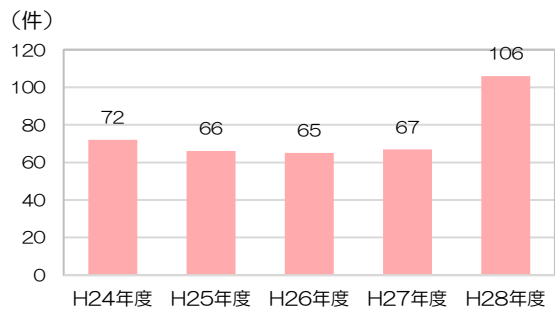
内容	参加延べ人数	件数
委員会・審議会	2,713	54
説明会・意見交換会	4,076	24
アンケート調査	15,873	18
パブリック・コメント	20	4

資料：市民参加・協働実践状況報告書

※本表は、市政関連相談を利用した人数以外の内訳を表しています。

◆協働事業の実施状況

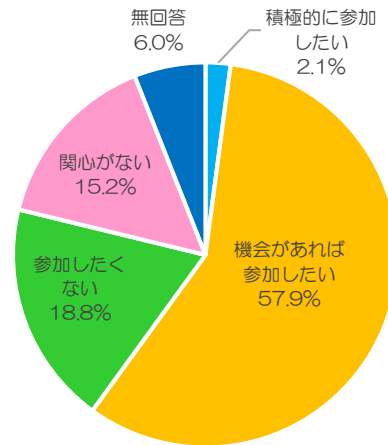
平成 28 年度から、市が「共催」している事業及び市が「実行委員会」の構成員として携わっている事業、各種協定に基づいて実施した事業等についても協働事業として位置付けたことから、実施件数が増加しました



資料：市民参加・協働実践状況報告書

◆市民の参加意向（平成 26 年度）

半数以上の市民が市政への参加意向を示しています

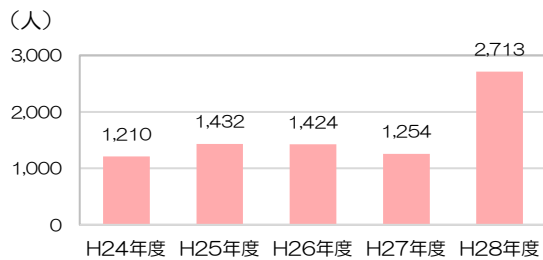


資料：調布市民意識調査（平成 26 年度）

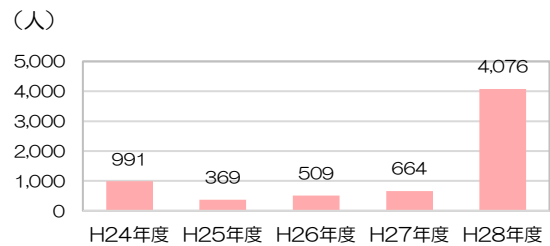
◆内容別市民参加手続への参加延べ人数の推移

平成 28 年度は委員会・審議会，説明会・意見交換会，アンケート調査で平成 27 年度以前より参加者数が多くなっています

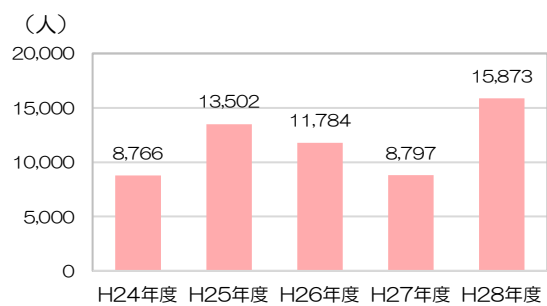
委員会・審議会



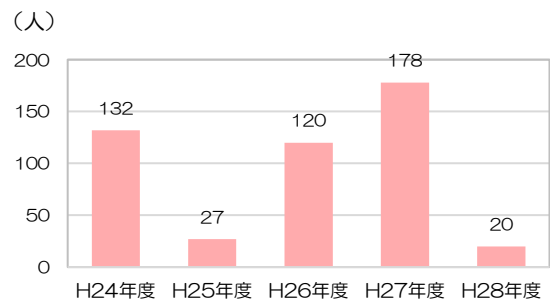
説明会・意見交換会



アンケート調査



パブリック・コメント

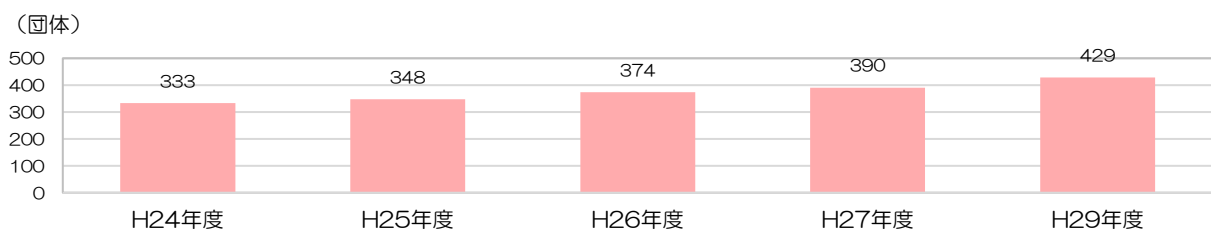


資料：市民参加・協働実践状況報告書

1-2 参加と協働の推進のための環境整備

◆市民活動団体数

市民活動団体数は年々増加しています

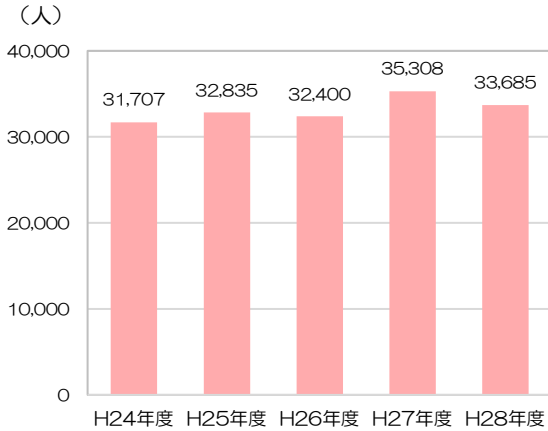


資料：市民団体活動リスト

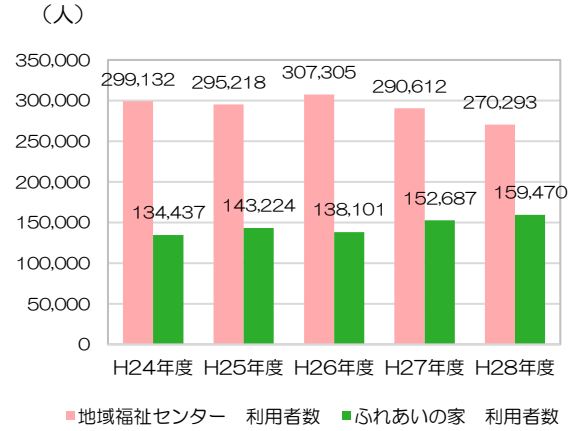
◆市民活動支援センター・地域コミュニティ施設の利用状況

市民活動支援センターの利用者数は平成 24 年度からほぼ横ばいで推移しています
 地域福祉センターの利用者数は減少傾向にありますが、ふれあいの家の利用者数は増加傾向にあります

市民活動支援センター利用者数



地域福祉センター・ふれあいの家の利用者数



資料：調布市事務報告書（協働推進課）

1—3 市政情報の積極的な提供

◆市の広報状況（平成 29 年度）

多様な媒体により市の情報を提供しています

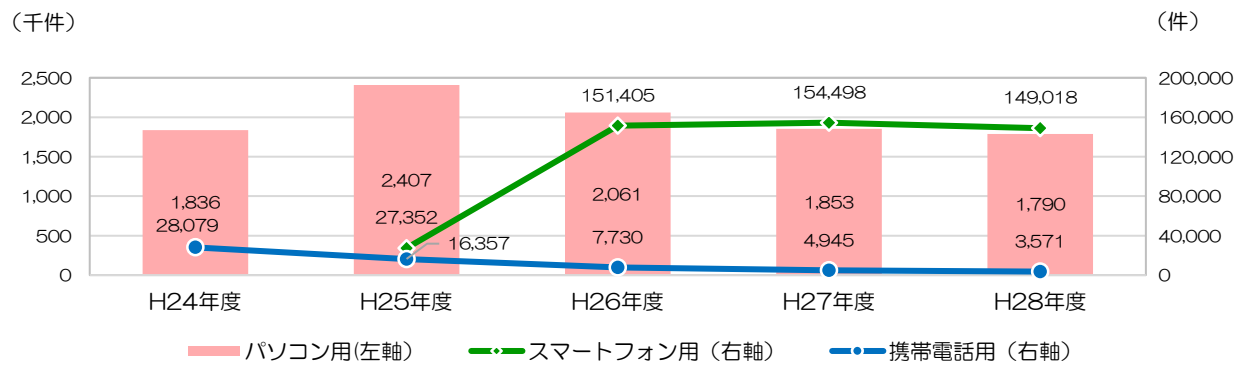
媒体名	編集・発行状況	備考
市報ちょうふ	定例号	タブロイド版 月 2 回発行 新巻号：121,122 部, その他平均：120,800 部
	特集号	計 2 回発行 (1 回平均 120,800 部)
	テキスト版	定例号及び特集号のテキストデータ送信 (25 人)
声の広報	年 24 回 (約 15 本/回)	
調布まっぴ	平成 28 年 4 月発行。2 年間で 2 万部を配布	転入者へ配布
生活ガイド	市と NTT タウンページ株式会社との協働で、平成 30 年 1 月発行	市内全戸配布。転入者には市民課及び神代出張所で配布
テレビ広報ちょうふ	J:COM 毎日 12:00, 16:00, 20:00 各 30 分	放送エリア：調布市、狛江市、世田谷区の一部（京王線、小田急線沿線地域）
調布市ほっとインフォメーション	調布エフエム放送 (83.8MHz) 月～金 9:15～9:30, 13:30～13:45, 16:00～16:15(再放送), 17:30～17:35, 21:00～21:15(再放送) 土 17:30～17:35 日 15:30～15:35	
デジタルサイネージ (電子掲示板)	市役所 2 階総合案内所前及び市民課待合スペースに大型モニター 3 台を設置	
公式ホームページ	パソコン用, スマートフォン用, 携帯電話用	外国語自動翻訳システム (パソコン用, スマートフォン用, 携帯電話用)
メールマガジン (週刊マルちめ～る)	市ホームページに登録・更新された市政全般 毎週金曜日 市報ちょうふ掲載情報 市報発行日 (原則)	
ツイッター	アカウント名 chofu_shi ツイート数 1,259 件	フォロワー数 11,335 人 (平成 30 年 3 月現在)
フェイスブック	アカウント名 東京都調布市 投稿数 170 件	フォロワー数 888 人 (平成 30 年 3 月現在) 平成 28 年 6 月から運用開始

動画ライブラリー	ケーブルテレビで放送した映像等を中心に、動画共有サイトを活用して市ホームページ上で配信 動画配信コンテンツ数 累計 725 件	視聴アクセス回数累計 396,779 回（平成 30 年 3 月現在）
画像ライブラリー	市公式ホームページにおいて、市が保有する市内の風景等の写真をダウンロード可能な形式で掲載	平成 30 年 3 月 19 日から公開
PR 動画	2 つのテーマで調布市の魅力を PR する映像を制作し、市内映画館で上映し、動画ライブラリーで配信 ①「ようこそ調布市へ」 ②「大きく変貌するまち調布」	①平成 29 年 10 月 28 日から 12 月 15 日まで上映 ②平成 30 年 2 月 24 日から 6 月 1 日まで（予定）上映
魅力発信動画	4 つのテーマに分けて調布市の魅力を PR するための映像を動画ライブラリーなどで配信 ①「Feel 調布を感じる」 ②「Experience 調布を体験する」 ③「Discover 調布を知る」 ④「Smile 調布のおもてなし」	平成 30 年 3 月 20 日から公開 英語、韓国語、中国語の翻訳あり

資料：広報課

◆市ホームページの利用件数

平成 25 年度からパソコン用の利用件数は減少し、スマートフォン用の利用件数は平成 26 年度に急増し、以降ほぼ横ばいとなっています



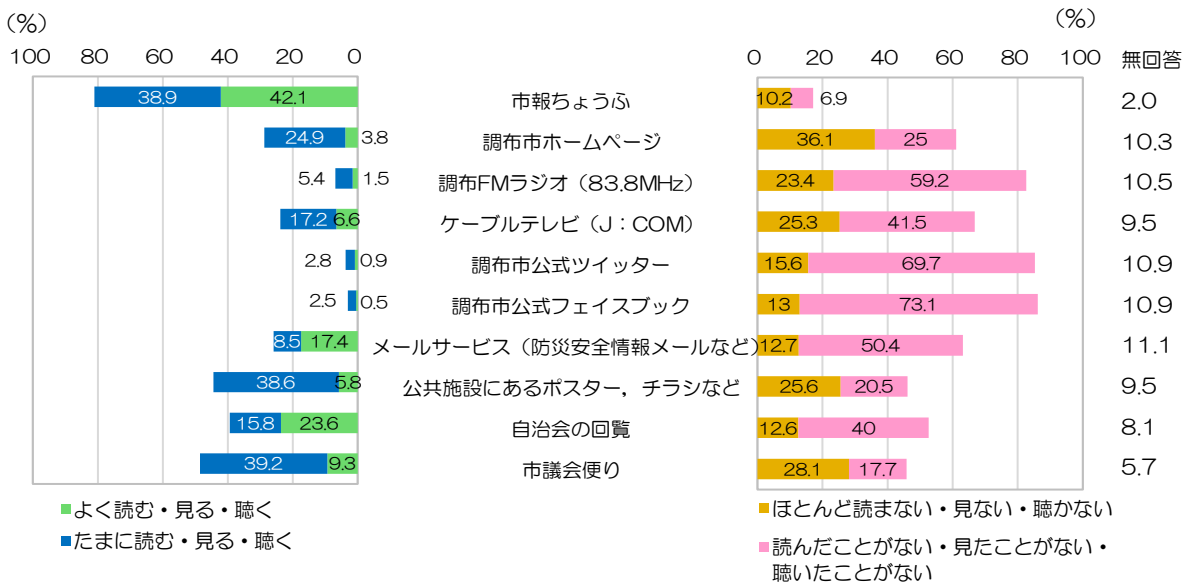
※スマートフォン用は平成 26 年 2 月より

資料：調布市事務報告書（広報課）

◆市政情報の入手方法（平成 29 年度）

市民がよく見る媒体は、市報が最も多く 40%を超えており、その他に自治会の回覧などの紙媒体が多くなっています

n=1,374



資料：調布市民意識調査（平成 29 年度）

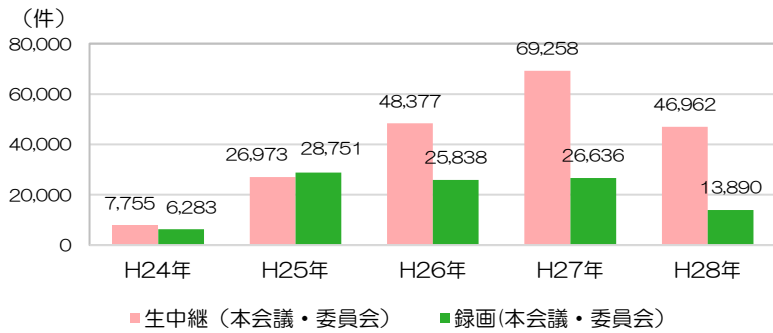
「よく読む・見る・聴く」と「たまに読む・見る・聴く」をあわせた割合（年代別）

	市報ちよっぴ	調布市ホームページ	調布FMラジオ	ケーブルテレビ	調布市公式ツイッター	調布市公式フェイスブック	メールサービス	公共施設にあるポスター、チラシなど	自治会の回覧	市議会便り
全体 (n=1,374)	80.9	28.7	6.9	23.8	3.7	3	25.9	44.4	39.4	48.5
16~19歳 (n=24)	16.7	-	16.7	20.8	8.3	-	12.5	20.8	12.5	8.3
20~29歳 (n=89)	43.8	15.7	6.7	12.4	10.1	4.5	6.7	36	13.5	20.2
30~39歳 (n=183)	74.3	31.7	2.7	15.3	5.5	3.3	36.6	42.1	17.5	33.9
40~49歳 (n=231)	83.5	33.3	4.3	19	3.5	3.9	50.2	48.5	35.5	45.5
50~59歳 (n=235)	84.3	28.1	7.7	29.8	4.7	3.4	32.3	43	39.1	45.5
60~64歳 (n=76)	88.2	43.4	7.9	28.9	2.6	2.6	14.5	42.1	51.3	59.2
65~69歳 (n=143)	86.7	28.7	10.5	32.2	1.4	1.4	19.6	51.7	49.7	60.1
70~74歳 (n=188)	92.6	27.1	9.6	30.3	2.1	2.7	16	50.5	52.1	63.3
75歳以上 (n=163)	94.5	27.6	6.7	23.9	1.2	1.8	10.4	47.9	60.1	68.1

資料：調布市民意識調査（平成 29 年度）

◆市議会のインターネット中継アクセス数

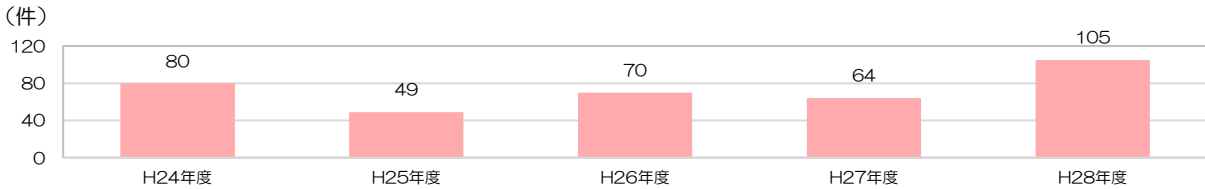
平成 25 年以降録画のアクセス数は減少傾向にあります
生中継は平成 27 年度まで増加傾向にありましたが、平成 28 年には減少しました



※平成 28 年より生中継（本会議・委員会）に議会運営委員会・特別委員会を含む
資料：調布市事務報告書（議会事務局）

◆情報公開制度利用件数の推移

平成 28 年度には情報公開制度の利用が 100 件を超えています



資料：総務課

◆情報公開手続の内訳（平成 28 年度）

平成 28 年度における情報公開手続件数のうち、半数以上が都市整備部となっています

実施機関	件数
行政経営部	12
総務部	10
市民部	3
生活文化スポーツ部	1
子ども生活部	3
福祉健康部	3
環境部	5
都市整備部	63

実施機関	件数
会計課	0
教育委員会	1
選挙管理委員会	0
農業委員会	0
監査委員事務局	1
固定資産評価審査委員会	0
議会	3
合計	105

資料：総務課

方針 2 効率的な組織体制の整備

目的

《対象》：市役所の組織・システム
《意図》：質の高い市民サービスを効果的・効率的に提供する

改革の視点

○市民のための市役所を実現するため、市民の視点に立って、市民満足度を高める質の高い市民サービスを効果的かつ効率的に提供することができるよう、市役所の組織・システムの見直しを進めます。

■ 現状と課題

- 市政を取り巻く状況の変化に対応しながら、行政としての責務を的確に果たしていくため、限られた経営資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果をあげることを目指し、不断の見直し、改善に取り組む必要があります。
- 簡素で効率的な組織づくりを目指して、職員の適材適所の配置と定数管理に継続して取り組むとともに、再任用職員など多様な雇用形態に基づく人材の効果的な活用のほか、組織横断的な連携の推進などに取り組んでいます。
- 市民サービスの提供や、災害対応などの広域的な行政課題への対応においては、近隣をはじめとする自治体との連携や市内をはじめとする事業者等との連携にも取り組んでいます。
- 地方公共団体における事務の適正な管理及び執行を確保するため、地方自治法が改正され、不適正な事案を防止するためのより一層の体制整備が求められており、行政内部における規律に基づく対応の徹底や適切なリスク管理に向けた体制整備を図る必要があります。
- 質の高い市民サービスを継続的に提供するとともに、行政の効率化を図るため、引き続き、市民サービスの在り方を踏まえた業務の見直し、改善をはじめ、民間活力の活用の積極的な推進、ICT（情報通信技術）やマイナンバー制度の活用などに取り組んでいく必要があります。
- 市民サービスの効率化や業務の実施において様々な手法等を活用するに当たっては、市政における透明性・公平性・信頼性の確保に努めていく必要があります。

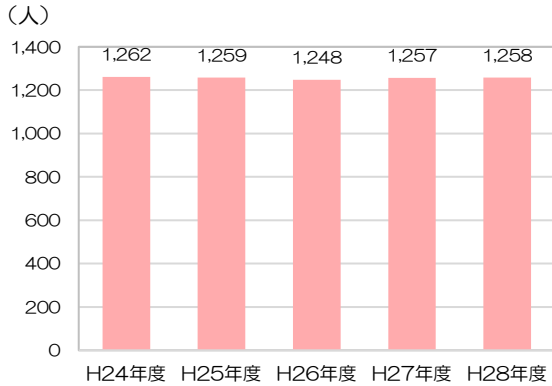
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 限られた経営資源を最大限に活用する中で、多様な人材の活用や庁内における組織横断的な連携を図りながら、簡素で効率的な組織体制づくりに取り組んでいく必要があります。
- 引き続き、質の高い市民サービスの継続的な提供に向け、民間活力をはじめ、ICTやマイナンバー制度等の活用による事務の効率化の推進に取り組んでいく必要があります。併せて、ICTやAI（人工知能）などの先進技術を活用した先駆的な取組に関する研究・情報収集にも取り組んでいく必要があります。
- 市民ニーズが多様化・複雑化する中で、地方公共団体における事務の適正な管理及び執行を確保するため、コンプライアンスや情報セキュリティの徹底など、ガバナンス強化により、市民に信頼される市政を推進していく必要があります。
- より質の高い市民サービスの提供や災害対応の強化などの観点から、他自治体等との連携を継続・推進していく必要があります。

2-1 効率的で機能的な組織・システムづくり

◆職員数（常勤職員）の推移

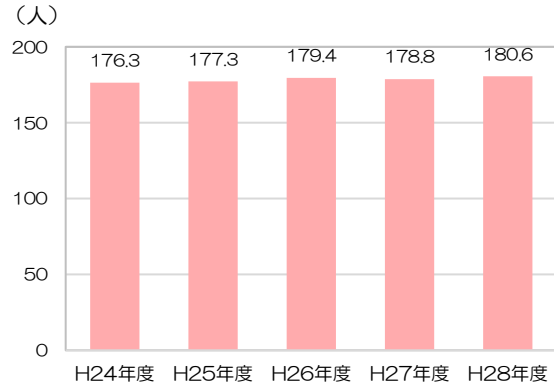
職員数は、横ばいの状態が続いています



資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」

◆常勤職員 1 人当たりの人口

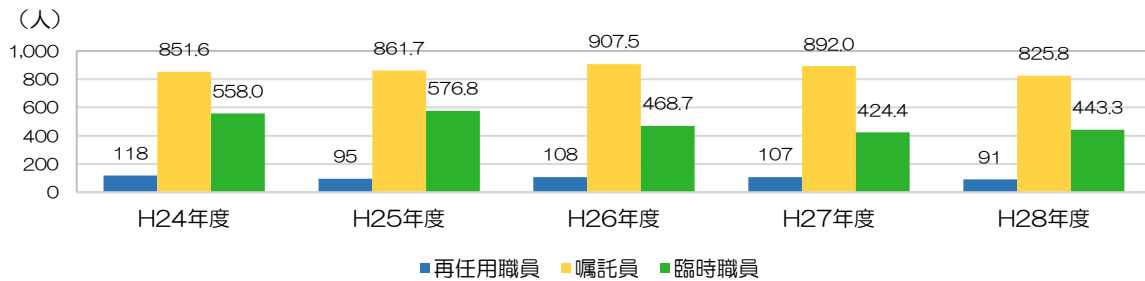
常勤職員 1 人当たりの人口は、増加傾向にあります



資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」
調布市ホームページ「調布市の世帯と人口」

◆再任用、嘱託員、臨時職員の推移

臨時職員は減少傾向にあります。再任用、嘱託員は横ばいとなっています



※嘱託員の人数は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する職にある者を集計
※人数は、1 か月当たり 1 人の雇用につき 12 分の 1 として算出した年間の雇用人数を記載
資料：人事課、調布市事務報告書（人事課）

2-2 市民サービスの提供主体の見直し

◆指定管理者制度導入状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

平成 29 年 4 月 1 日現在において、24 施設で指定管理者制度を導入しています

施設名	指定管理者	指定期間	所管課
ふれあいの家（18 施設）	各ふれあいの家運営委員会	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	協働推進課
市民プラザあくろす	株式会社セイウン	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	男女共同参画推進課
文化会館たづくり	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	文化振興課
グリーンホール	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	文化振興課
総合体育館	公益社団法人調布市体育協会	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	スポーツ振興課
ハケ岳少年自然の家	株式会社レストラン・ピガール	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	社会教育課
武者小路実篤記念館	一般財団法人調布市武者小路実篤記念館	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	郷土博物館

資料：行財政改革課「指定管理者制度導入施設一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）」

◆市民課窓口マップ及び窓口業務委託開始時期

市民課窓口は、郵便局を含め市内に 9 か所あります

市民課窓口



市民課窓口	
◎	調布市役所
A	神代出張所
B	入間地域福祉センター
C	深大寺地域福祉センター
D	調布ヶ丘地域福祉センター
E	染地地域福祉センター
F	市民プラザあくろす
G	調布仙川郵便局
H	調布飛田給郵便局

資料：市民課「市民課窓口」

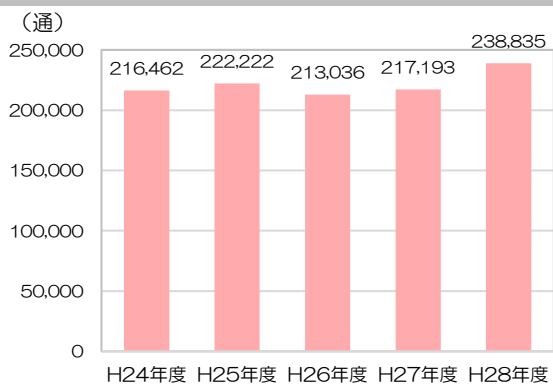
本庁窓口における業務委託開始時期

委託業務内容	フロア業務、異動届・戸籍届出等窓口受付業務、証明発行業務、異動届等の入力業務及び郵送業務
委託開始日	平成 21 年 7 月 1 日

資料：調布市事務報告書（市民課）

◆本庁・神代出張所窓口取扱件数（窓口での発行通数）

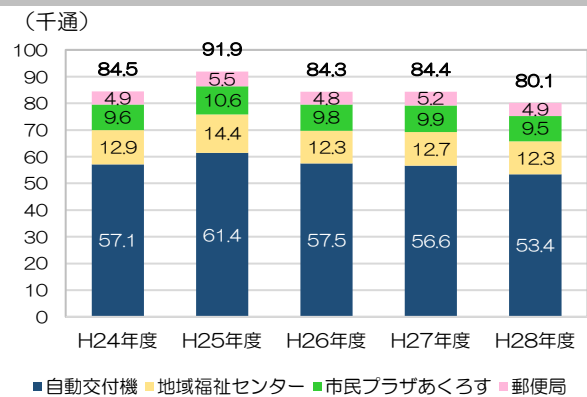
取扱件数はほぼ横ばいとなっていますが、平成 28 年度は増加しています



※本庁・神代出張所だけの件数
資料：調布市事務報告書（市民課）

◆本庁・神代出張所窓口以外による証明書交付件数の推移

平成 25 年度に 9 万件以上の交付がありましたが、平成 28 年度まで減少傾向にあります



資料：調布市事務報告書（市民課）

◆市民課窓口の受付時間・自動交付機の設置状況

窓口	開設日	業務時間
市役所 2 階 市民課	月曜日から金曜日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
	第 2 土曜日・第 4 日曜日	午前 9 時から午後 1 時まで
神代出張所	月曜日から金曜日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
市民プラザあくろす	月曜日から金曜日 (注) 第 3 月曜日 (休日の場合は直後の平日) を除く	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
一部の地域福祉センター (入間・深大寺・調布ヶ丘・染地)	月曜日から金曜日	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
	(注) 第 4 月曜日を除く	
調布仙川・飛田給郵便局	月曜日から金曜日	午前 9 時から午後 4 時まで

自動交付機

自動交付機設置場所	稼働日	稼働時間
庁舎管理員室前（市役所 1 階）	月曜日から日曜日	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
市民課前（市役所 2 階）	月曜日から金曜日（祝日を除く）	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
神代出張所内	月曜日から金曜日（祝日を除く）	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

資料：市民課「市民課窓口」

◆窓口等設置状況

近隣自治体と比較し、調布市は窓口数が 3 番目に多くなっています

自治体	窓口数	自動交付機	
		うち郵便局	
調布市	9	2	3
武蔵野市	4	0	4
三鷹市	4	0	3
府中市	14	0	2
小金井市	1	0	0
狛江市	1	0	1
立川市	12	6	6

資料：各市ホームページ（平成 30 年 2 月現在）

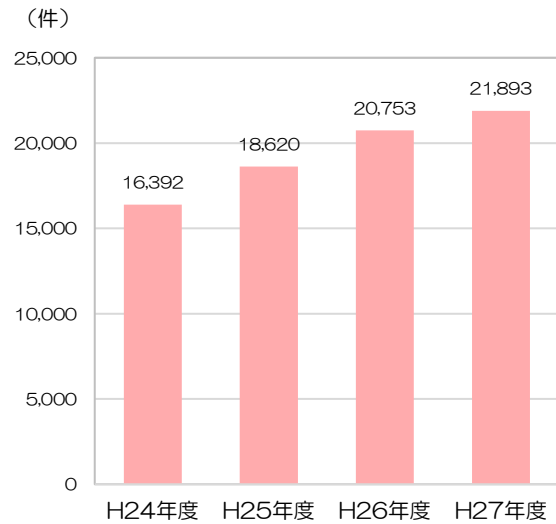
◆市民課窓口の主な取扱業務

届出・申請	戸籍届出 住民異動届 印鑑登録 個人番号カード 住民票コード開示請求 仮ナンバー 特別永住者証明書交付申請
取扱証明書	戸籍謄抄本 除籍・原戸籍の謄抄本 戸籍の附票の写し 戸籍届出受理証明書 身分証明書 独身証明書 住民票の写し 住民票記載事項証明書 広域交付住民票の写し 印鑑登録証明書 不在住・不在籍証明書 年金現況届証明 町名地番変更証明書 （市）税証明の一部

資料：市民課「市民課業務窓口」

◆住基カードの交付状況（累計）

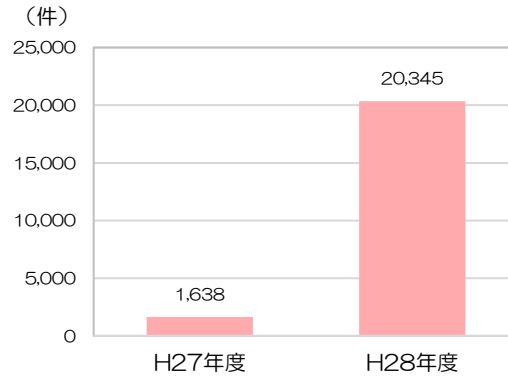
平成 26 年度まで、毎年 2,000 件程度を交付しています



※平成 27 年 12 月 28 日で交付終了
資料：市民課

◆マイナンバーカードの交付
状況（累計）

平成 28 年度までで、20,345
件の交付を行っています



資料：市民課

2-3 市民に信頼される市政の推進

◆特命随意契約の公表状況

公表を段階的に進めていることから、公表件数は年々増加しています

内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
段階的公表 開始範囲	総価契約 (年度当初契約 を除く)	単価契約 (年度当初契約 を除く委託料)	単価契約 (年度当初契約 を除く)	年度当初契約の うち総価契約 (委託料)	年度当初契約の うち総価契約
公表件数	173 件	260 件	257 件	475 件	518 件

※平成 29 年度は、平成 30 年 2 月末現在の数値
資料：契約課

◆地方自治法で定められている契約方式

方式	概要	長所	短所
一般競争入札	不特定多数による入札で競争を行わせ、そのうち地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定し、契約を締結する方法	機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。	契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。不良・不適格業者が混入する可能性が大きい。
指名競争入札	地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名して入札により競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法	一般競争入札に比べて不良・不適格業者を排除することができる。 一般競争入札に比べて契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。	指名される者が固定化する傾向がある。
随意契約	地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法	競争に付する手間を省略でき、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定できる。 契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。	地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から、単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、ややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

資料：総務省「地方公共団体の入札・契約制度」に基づき作成

2-4 広域的な連携の推進

◆他自治体との災害対策協定の実施状況

近隣市町村との災害時相互応援に加え、長野県木島平村・諏訪市・茅野市、山梨県甲府市・山梨市・大月市・韮崎市、岐阜県岐阜市、富山県富山市、岩手県遠野市などとも協定を結び、広域災害に備えています

協定先自治体	内容	締結年
東京都	東京都防災行政無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運用等	昭和 54 年
東京都	東京都防災行政無線に接続する端末機器（以下「端末機器」という。）の設置及び管理運用等	平成 2 年
狛江市	災害時等における情報の提供及び交換	昭和 58 年
多摩市	情報の提供及び交換	昭和 62 年
長野県木島平村	災害援助協定	昭和 63 年
三鷹市，府中市	消防の相互応援	昭和 60 年
狛江市	消防相互応援	昭和 45 年
八王子市，立川市，武蔵野市，三鷹市，青梅市，府中市，昭島市，町田市，小金井市，小平市，日野市，東村山市，国分寺市，国立市，田無市，保谷市（現西東京市），福生市，狛江市，東大和市，清瀬市，東久留米市，武蔵村山市，多摩市，稲城市，羽村市，あきるの市，瑞穂町，日の出町，奥多摩町，檜原村	震災時の相互応援	平成 8 年
八王子市，立川市，府中市，日野市，国立市，甲府市，諏訪市，山梨市，大月市，韮崎市，茅野市	大規模災害発生時等における相互応援	平成 8 年
世田谷区	災害時における相互応援	平成 17 年
三鷹市，府中市，小金井市，国立市，東京多摩青果株式会社	災害時における東八道路沿線 5 市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用	平成 18 年
狛江市，東京慈恵会医科大学附属第三病院	緊急医療救護所の設置，運営	平成 25 年
岐阜市	災害時相互応援	平成 28 年
富山市	災害時相互応援	平成 28 年
遠野市	災害時相互応援	平成 28 年
狛江市，MPO 法人クライシスマップス・ジャパン	災害時における無人航空機を活用した支援活動等	平成 29 年
東京都，八王子市，立川市，武蔵野市，三鷹市，青梅市，昭島市，町田市，小金井市，小平市，日野市，東村山市，国分寺市，国立市，福生市，狛江市，東大和市，清瀬市，東久留米市，武蔵村山市，多摩市，稲城市，羽村市，あきる野市，西東京市，瑞穂町，日出町，檜原村，奥多摩町，公益財団法人東京都都市づくり公社，下水道メンテナンス協同組合	多摩地域における下水道管路施設の災害復旧支援	平成 29 年

資料：災害に関する協定等一覧，下水道メンテナンス協同組合ホームページ

方針 3 人材の確保・育成

目的

〈対象〉：調布市職員

〈意図〉：時代に対応した、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図る

改革の視点

○職員一人一人が多様化・複雑化する市民ニーズに応え、市政の担い手として意欲を持って職務に取り組むことができるよう、採用、研修、自己啓発等を通じて、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図ります。

■ 現状と課題

- 社会状況の変化に伴って、多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応していくため、職員は常に行政課題の本質を捉えながら、新しい課題に対して的確に取り組むとともに、公務員としての強い自覚を持ち、誠実かつ公正に職務を行うことで、市民からの高い信頼を得る必要があります。
- これまで簡素で効率的な組織づくりを進めてきた中で、現在の職員構成においては、入庁 10 年未満の職員が約 4 割を占めていることから、若手職員の育成や管理職人材の確保に取り組んでいく必要があります。
- 調布市では、「第 2 期調布市人材育成基本方針」や「調布市特定事業主行動計画 第六次行動計画」等に基づき、職員における職務能力や職務意識の向上、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境づくりなどを通じて、市政の担い手となる人材の確保・育成に取り組んできました。
- 市政を取り巻く状況が大きく変化する中、様々な法改正や制度改革のほか、様々な行政課題に適切に対応できる人材確保の重要性が高まっているため、引き続き、専門性を有する人材の確保・早期育成に努めていく必要があります。
- 職員一人一人が仕事にやりがいを持って職務を遂行し、期待される役割を的確に果たすためには、引き続き、職員の職務意欲を喚起することと併せて、女性職員の活躍推進をはじめ、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境づくりを進めていく必要があります。

■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

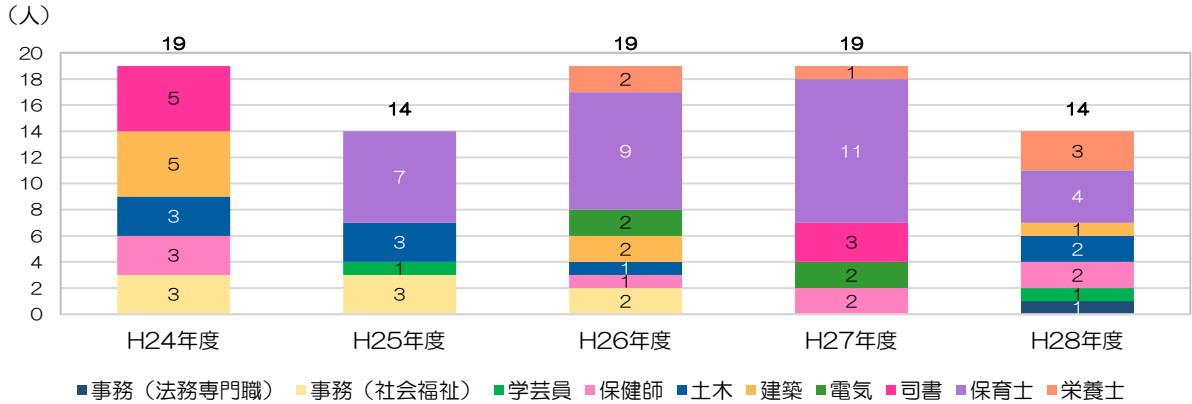
- 多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応していくため、研修等を通じた職員の育成や意識改革などに努めるとともに、専門性の向上に向けたスキルアップを図ることと併せて、高度な専門性を有する人材の確保・活用を推進していく必要があります。
- 市政の担い手となる職員の職務に対するやりがいや、より責任ある立場を担うことに対する意欲の向上等を図るため、若手職員の早期育成や各種相談制度の活用促進のほか、人事・給与制度の適切な運用・見直しなどに引き続き取り組んでいく必要があります。
- 職員一人一人の更なる活躍の促進を念頭に置きつつ、事務等の改善などを通じた時間外勤務の縮減や、女性職員の活躍推進をはじめ、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境づくりに取り組んでいく必要があります。

3-1

専門性を有する人材の確保と育成

◆専門職の年度別・職種別採用状況

毎年 20 名程度の職員を専門職として採用しています



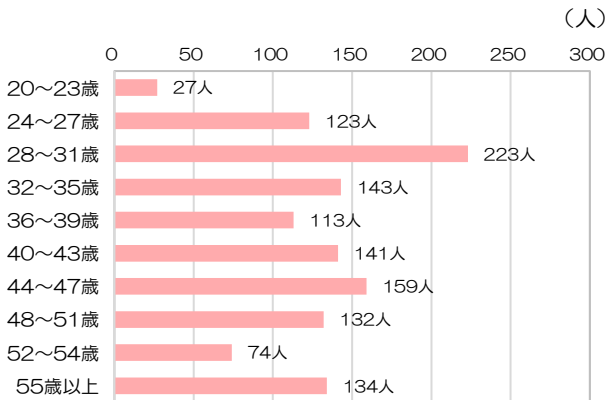
資料：人事課

3-2

人事・給与制度の見直し

◆調布市職員の年齢構成（平成 28 年）

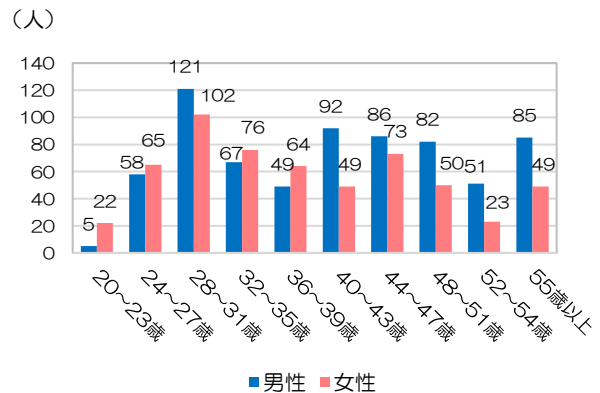
28～31 歳の職員が 200 人を超えて最も多くなっています



資料：人事課

◆調布市職員の性別・年齢構成（平成 28 年）

30 歳代までは女性の方が多い傾向にありますが、40 歳代以上では、男性の方が多い傾向にあります

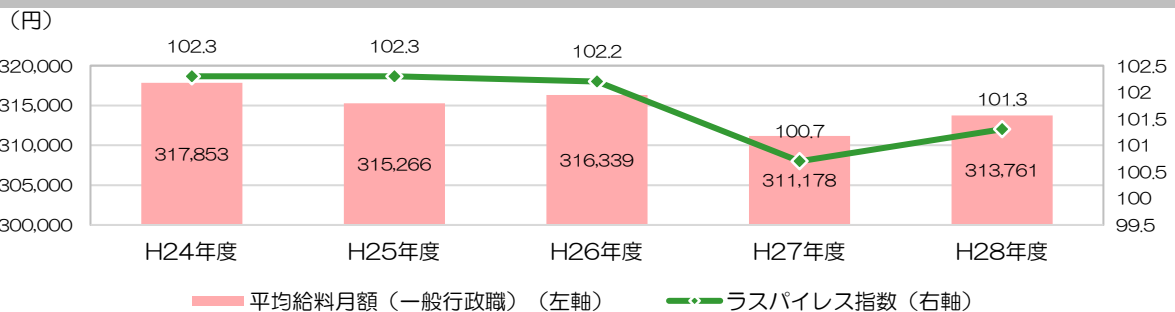


資料：人事課

※再任用短時間勤務を除く

◆平均給料月額及びラスパイレース指数の推移

平均給料月額は 31 万円程度を横ばいで推移しています
ラスパイレース指数は下降傾向でしたが、平成 28 年度は上昇しています



資料：人事課「市職員の給与・定員管理」（各年 4 月 1 日時点）

※平成 24・25 年度は、国家公務員の時限的（2 年間）な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値

◆職員数、職員 1 人当たり人口、平均年齢、平均給料月額（平成 28 年、一般行政）

調布市は近隣自治体の中で一般行政職員が 2 番目に多く、職員 1 人当たり人口は 3 番目に少なくなっています
平均給料及び平均給与月額は 4 番目に高くなっており、7 市平均よりやや少なくなっています

自治体	職員数（人）	職員 1 人当たり人口（人）	平均年齢（歳）	平均給料月額（円）	平均給与月額（円）
調布市	964	42.58	40.3	313,761	437,492
武蔵野市	739	51.58	41.4	327,800	467,010
三鷹市	760	41.55	41.8	326,600	462,110
府中市	1,007	39.22	38.3	297,609	413,078
小金井市	542	45.94	39.3	301,200	421,226
狛江市	354	44.25	39.4	311,266	426,497
立川市	783	43.55	42.3	325,064	436,768
7 市平均	736	44	40	314,757	437,740

資料：各市ホームページ

総務省「市区町村別 1 万人当たり職員数一覧」（平成 28 年 4 月 1 日時点）

◆給与制度や各種手当の支給状況（平成 27 年度実績）

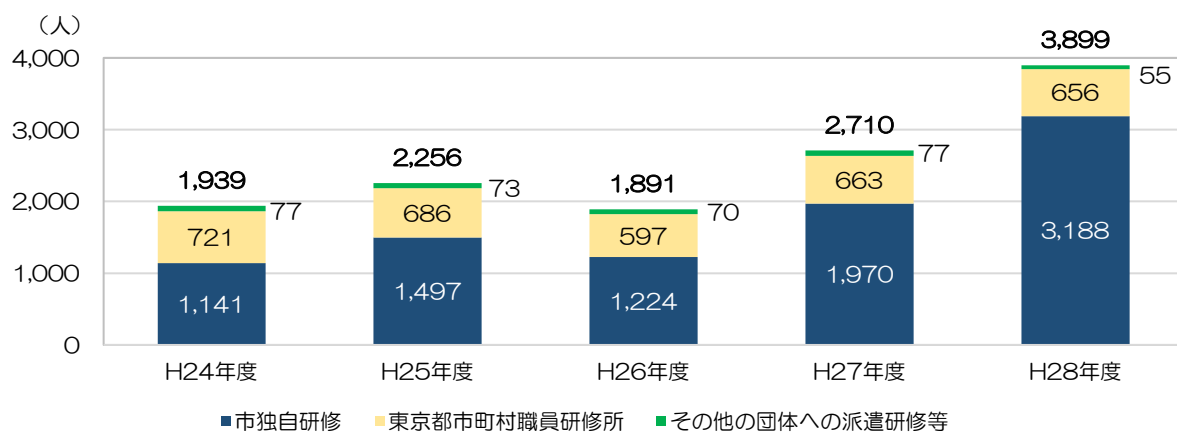
手当の種類		一人当たりの平均支給年額
期末手当・勤勉手当		151 万 5,000 円
退職手当	自己都合	879 万 3,000 円
	応募認定・定年	2,305 万 6,000 円
地域手当		52 万 1,686 円
時間外勤務手当		30 万 7,000 円
その他	扶養手当	25 万 6,907 円
	住居手当	7 万 2,061 円
	通勤手当	9 万 4,255 円
	給料の特別調整額	87 万 4,756 円
	休日勤務手当	2 万 4,910 円

資料：人事課「市職員の給与・定員管理」

3-3 研修の推進

◆職員研修の延べ受講者数

平成 26 年度より市独自研修の受講者数が増加しています

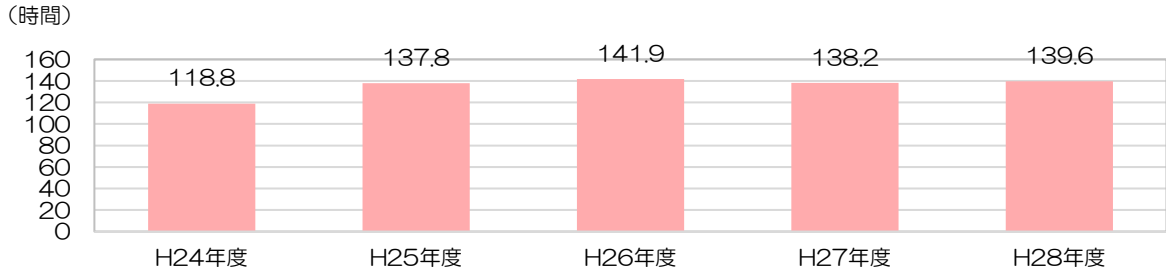


資料：調布市事務報告書（人事課）

3-4 職員の勤務環境の向上

◆職員一人当たりの年間平均時間外勤務時間

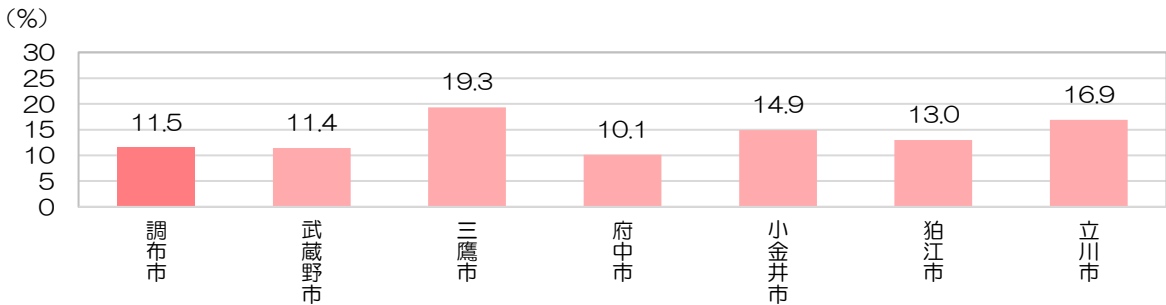
職員一人当たりの平均時間外勤務時間は、平成 25 年度以降 130 時間を越えて推移しています



資料：人事課

◆管理職（課長相当職以上）に占める女性職員の割合（平成 29 年度）

調布市は近隣自治体の中で 3 番目に少なくなっています



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

方針 4 計画行政の推進

目的

＜対象＞：施策，事務事業

＜意図＞：質の高い市民サービスを提供するため，限られた経営資源を効果的・効率的に活用し，計画的な行財政運営を推進する

改革の視点

○将来にわたり，安定的に市政経営を行い，質の高い市民サービスを提供していくため，計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善・見直し（Action）のマネジメントサイクルにより，限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し，計画・行財政改革・予算が一体となった行財政運営を推進します。

■ 現状と課題

- 調布市基本計画に基づき，各施策・事業を着実に推進するため，今後も，計画・行財政改革・予算が一体となった取組を推進していくとともに，PDCA マネジメントサイクルによる行財政運営を推進していく必要があります。
- 行政評価を活用し，毎年度，基本計画に位置付けた施策・事業を中心とした振り返り評価を行い，不断の見直し，改善を図りながら，取組の進行管理や推進に努めています。
- 「調布市公共施設等総合管理計画」における基本方針等を踏まえ，今後におけるインフラも含めた公共施設等の在り方などに関する総合的な検討に取り組んでいます。
- 調布市においては，財政の健全性は維持されていますが，景気動向の今後の地域経済や市財政への波及効果は，先行きが不透明と言わざるを得ない中，今後見込まれる多大な財政需要を見据えて積極的に財源確保を図るなど，引き続き，健全な財政運営に取り組んでいく必要があります。
- 老朽化が進行している公共施設等については，施設の適切な維持保全と併せて，持続可能で効果的・効率的な行財政運営を進めるため，それぞれの施設の機能や状態のほか，有効活用といった視点などを総合的に考慮する中で，今後の在り方等に関する考え方を整理していく必要があります。

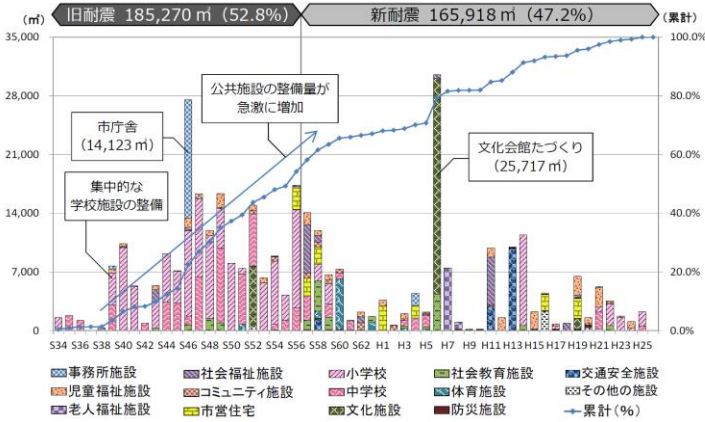
■ 次期基本計画策定に向けた主なポイント

- 持続可能な市政経営を推進するため，「選択と集中」を図りながら，限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し，計画・行財政改革・予算が一体となった行財政運営を推進していく必要があります。併せて，市が有する土地・建物とその環境などを経営資源として捉え，それらを有効に活用し，効率的に運用することによって経営の効率化を目指す「ファシリティマネジメント」の視点にも留意する必要があります。
- 財政の健全性維持を図る観点から，引き続き，市税や国民健康保険税をはじめとした適切かつ効果的・効率的な収納事務の推進や，積極的な財源の確保などに努めていく必要があります。
- 公共施設・インフラマネジメントの推進に当たっては，老朽化への適切な対応や長寿命化，維持管理・運営コストの縮減などのほか，総量抑制と適正配置，機能見直しの視点も踏まえながら，国から策定を求められている個別施設ごとの長寿命化計画の策定に取り組むなど，今後の個別施設の在り方・方向性を示していく必要があります。

4-1 計画の推進

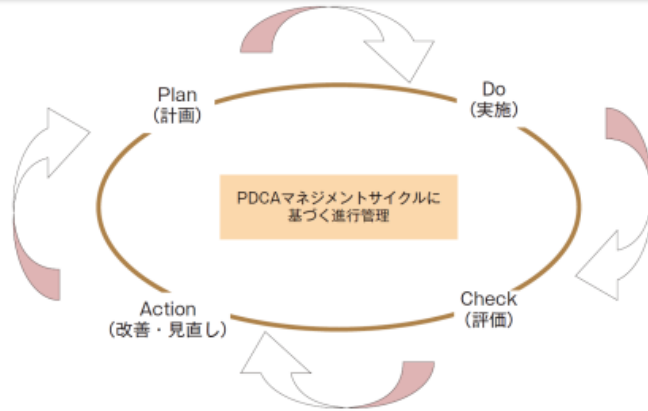
◆建設年度延床面積

現在の市有施設延床面積の約半分が旧耐震の施設となり、建設から30年以上が経過しています



4-2 PDCA マネジメントサイクルによる行財政運営

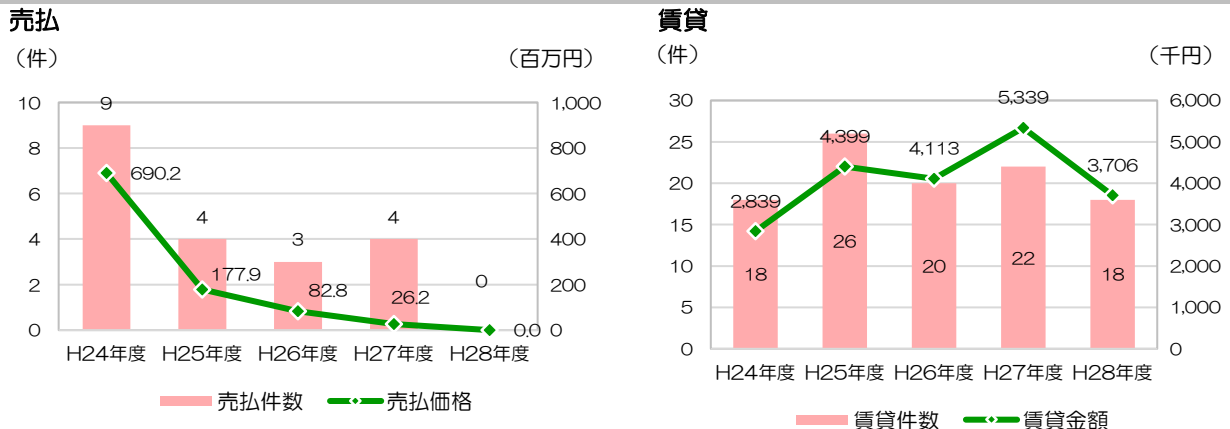
※PDCA マネジメントサイクル：
典型的なマネジメント・サイクルの一つで、① Plan（計画） ② Do（実施） ③ Check（評価） ④ Action（改善・見直し）の4つの段階をつなげたもの。この4段階を順次行う中で、「④Action」を「①Plan」に反映させ、次の取組に活かしていくことで、継続的な業務改善を図る。



4-3 健全な財政運営

◆有効活用や処分を行った市の保有財産（普通財産）の推移

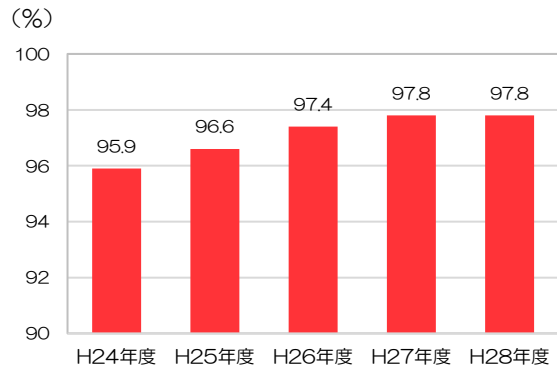
売払の件数は減少し、平成 28 年度には 0 件となっています
賃貸の件数は 20 件前後と横ばいとなっていますが、賃貸金額は平成 27 年度まで増加傾向にあり、平成 28 年度には減少しています



◆市税収納率

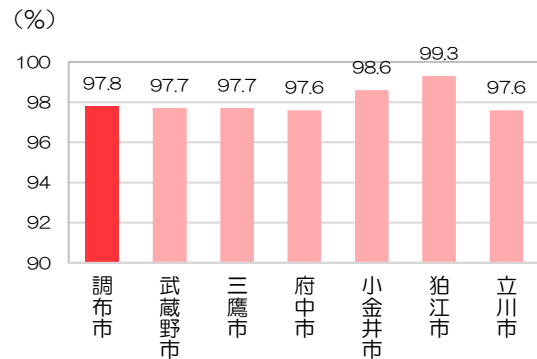
年々上昇傾向にあり、近隣自治体 7 市全てが 97%を超えています

経年比較



資料：調布市市税概要

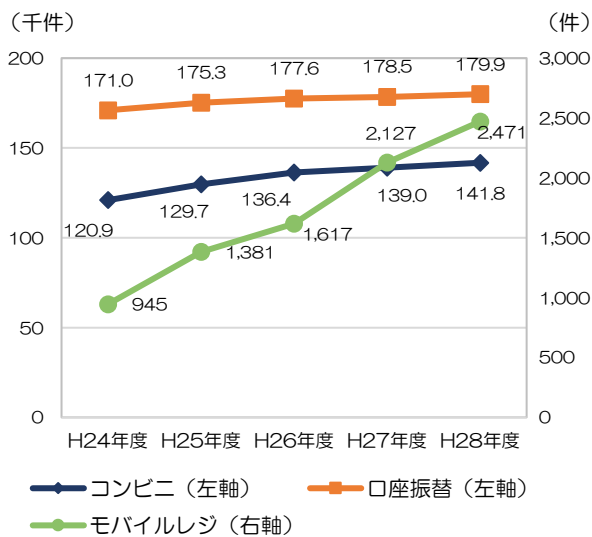
平成 28 年度比較



資料：東京都総務局「平成 28 年度 市町村 決算状況調査結果」

◆コンビニ・口座振替・モバイルレジにおける市民税等収納件数の推移

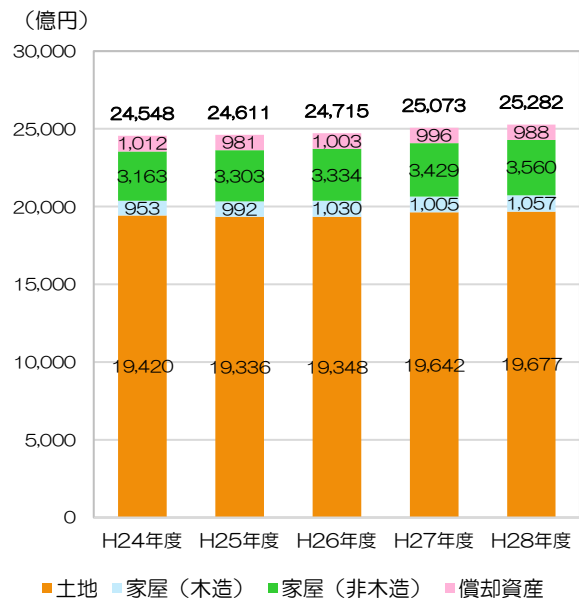
各収納チャネルの収納件数は増加傾向にあります
また、平成 28 年度のモバイルレジの収納件数は、平成 24 年度の 2.5 倍程度となっています



資料：調布市市税概要

◆課税台帳における評価額の推移

平成 24 年度から横ばいで推移しています

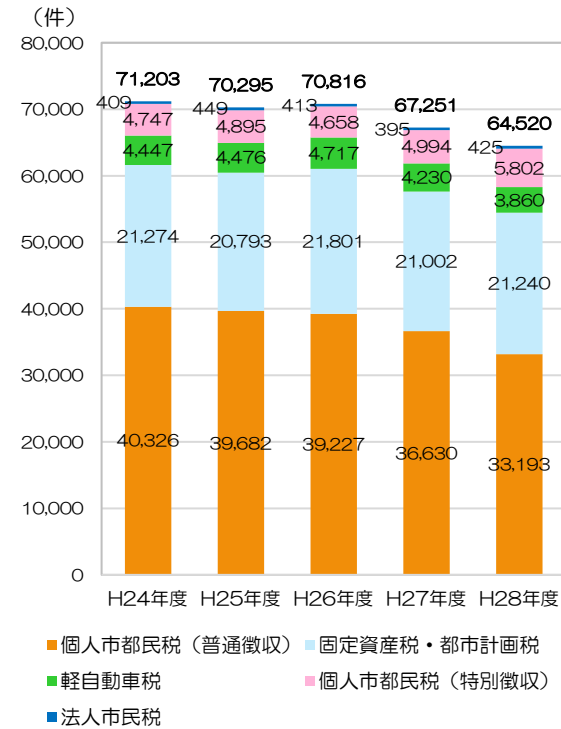


資料：調布市事務報告書（資産税課）

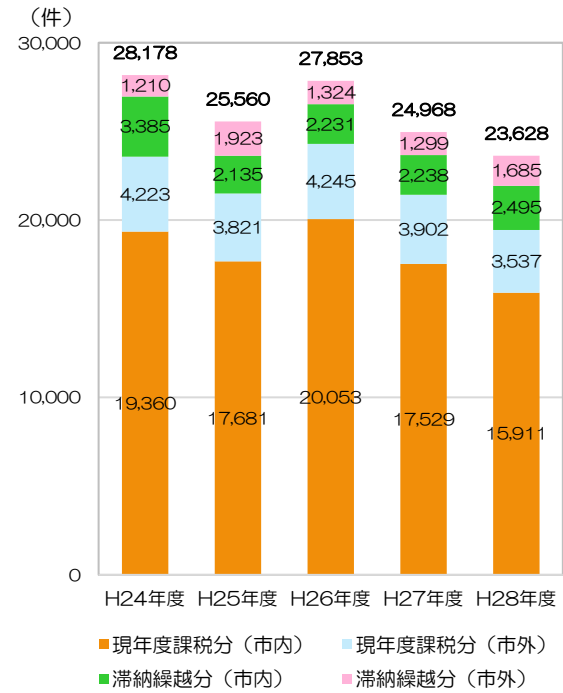
◆督促・催告・差押え・不納欠損件数の推移

督促状及び催告状の送付、不納欠損は減少傾向にあり、執行停止・差押はほぼ横ばいで推移しています

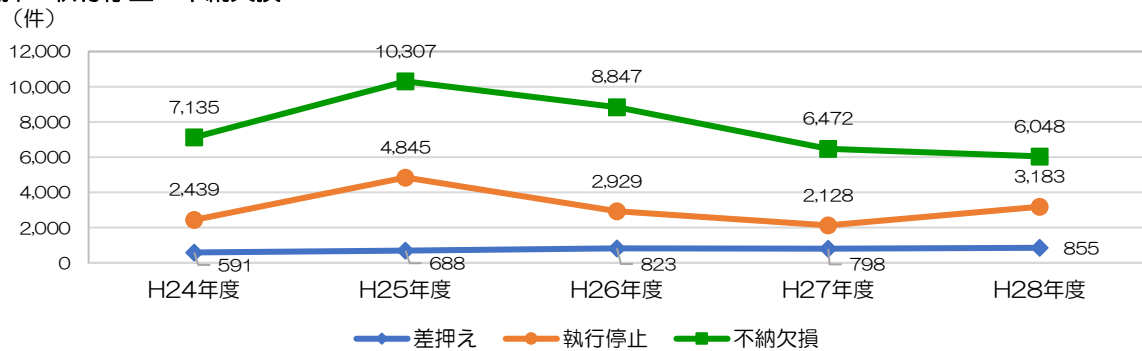
督促状送付



催告状送付



差押・執行停止・不納欠損



資料：調布市事務報告書（納税課）、調布市市税概要